ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項
ニ　保証の総額、件数その他の事項
ホ　損害担保取引の対象となつた貸付け等の総額、件数その他の事項
ヘ　第五条第八項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項
ト　利子補給の対象となつた貸付けの総額、件数その他の事項
四　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
五　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ　ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項
ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項
ニ　保証の総額、件数その他の事項
ホ　損害担保取引の対象となつた貸付け等の総額、件数その他の事項
ヘ　利子補給の対象となつた貸付けの総額、件数その他の事項
六　第九条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ　ソーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
ロ　損害担保取引の対象となつた貸付け等の総額、件数その他の事項
ハ　利子補給の対象となつた貸付けの総額、件数その他の事項
（共通事項）

第十五条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改定）

第十六条　主務大臣は、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務については、東日本大震災による被害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

2　主務大臣は、災害等に係る事案に関する危機対応業務については、災害等による被害の状況、企業の業況の改善の状況等を踏まえ、半期ごとを目途に見直しを行うものとする。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

青森労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県鉄鋼業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

青森労働局長　友藤　智朗

第４号中「１時間800円」を「１時間816円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

青森労働局長　友藤　智朗

第４号中「１時間735円」を「１時間750円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県各種商品小売業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

青森労働局長　友藤　智朗

第４号中「１時間727円」を「１時間743円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県自動車小売業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

青森労働局長　友藤　智朗

第４号中「１時間766円」を「１時間782円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月21日から効力を生ずる。

宮城労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

宮城労働局長　尾形　強嗣

第４号中「１時間769円」を「１時間783円」に改める。

山形労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

山形労働局長　森田　啓司

第４号中「１時間768円」を「１時間783円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月25日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

山形労働局長　森田　啓司

第４号中「１時間766円」を「１時間782円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月25日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月18日

山形労働局長　森田　啓司

第４号中「１時間769円」を「１時間782円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月25日から効力を生ずる。